



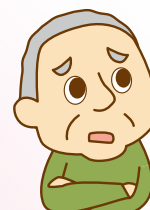
農地バンクは 地域農業の未来を 応援します！

農地を借りて
規模拡大をしたいけれど
賃借料の精算が大変だ



農地バンクは
地域計画の実現を
サポートします！

高齢になったので
田んぼを誰かに
作ってもらいたい



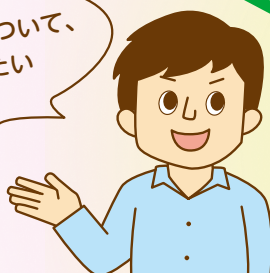
農地を集約して
作業を効率化
したいわ



農地を
相続したけれど
自分では作れない



集落・地域の将来について、
話し合いをしたい



〈地域計画 策定前／農地バンク活用前〉

個人	C (担い手)	B	A
B (担い手)	個人	個人	個人
A (法人)	個人	A	C

〈地域計画 策定後／農地バンク活用後〉

個人	C (法人化)	C	C
B (担い手)	B	A	A
A (法人)	A	A	A

地域の話し合いに基づき
「地域計画」を策定

地域全体で
農地バンクを活用

**地域計画
とは**

人と農地の問題を解決するために、地域の話し合いに基づいて作成する
「未来の設計図」です。

詳しくは
6 ページへ

**農地バンク
とは**

農地の貸し借りを仲介する農地中間管理事業を担う「農地中間管理機構」のことです。
農地バンクは地域計画等に基づき農地を借り受け、担い手へ貸し付ける「信頼できる農地
の中間的な受け皿」です。本県では公益財団法人福島県農業振興公社が県知事から指定
を受けています。



福島県・公益財団法人 福島県農業振興公社

令和6年8月作成

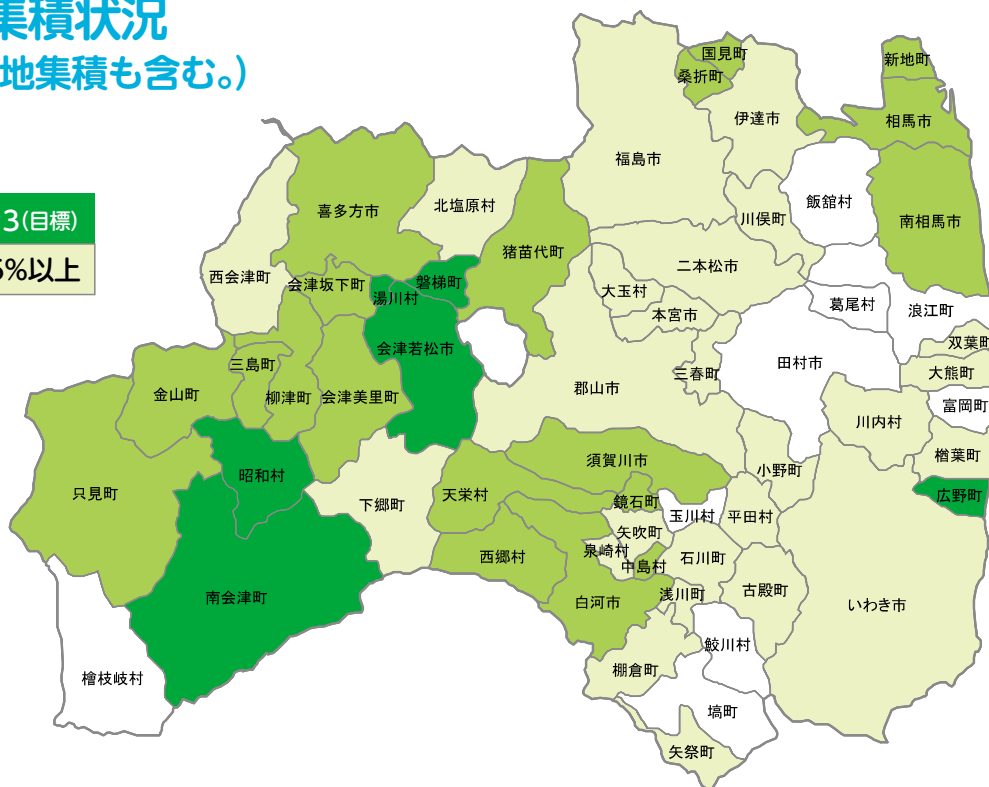
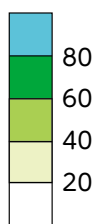
福島県の農地集積状況と農地バンクの実績

担い手への農地集積状況 (農地バンク以外の農地集積も含む。)

集積率(県全体)

H25末	R5末	R13(目標)
24.6%	41.7%	75%以上

(担い手への集積面積÷耕地面積)



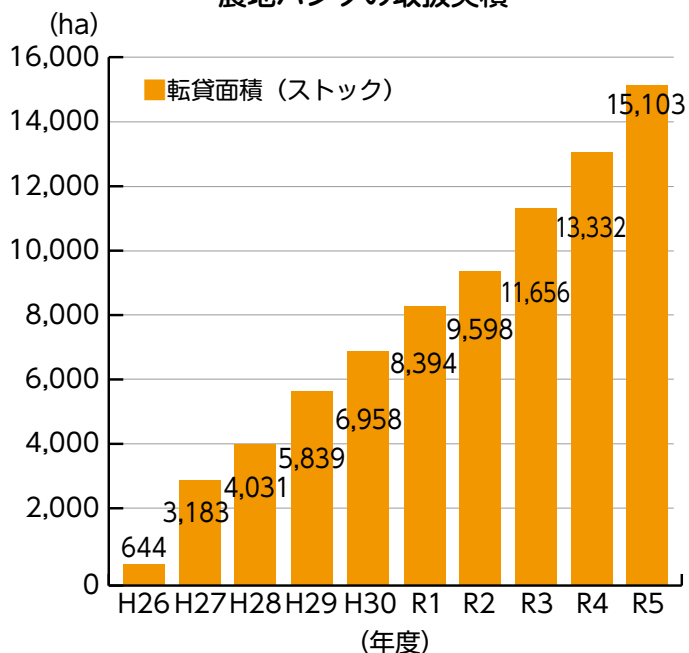
県が定めた集積目標に向け、今後さらに担い手に農地を集め、地域の農地を有効活用していく必要があります。

※ 富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村については、東京電力福島第一原発の事故の影響により調査が困難であったため、平成22年3月末現在の数値を使用。

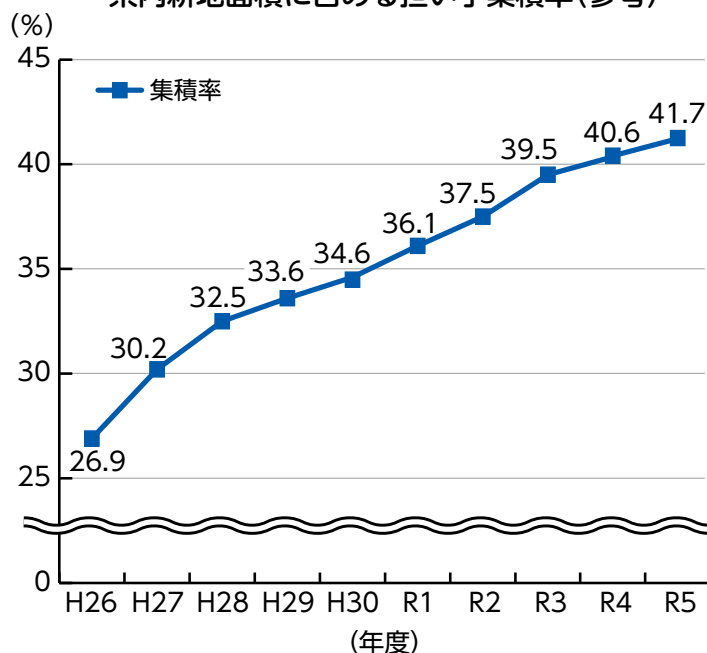
出典：農地中間管理機構の実績等に関する資料（令和5年度版・農林水産省）

農地バンクの転貸実績の推移

農地バンクの取扱実績



県内耕地面積に占める担い手集積率(参考)



農地中間管理事業について

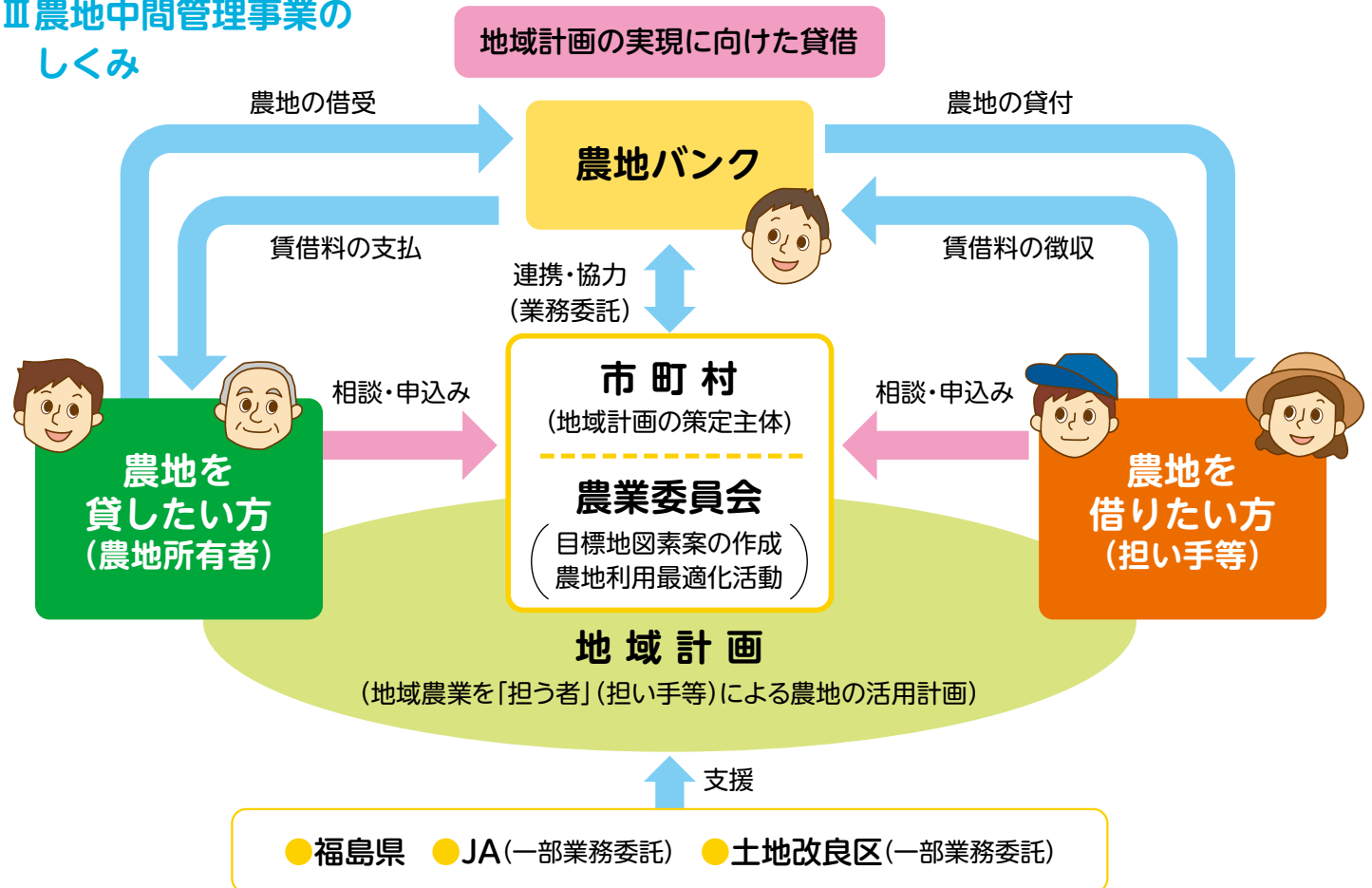
I 農地中間管理事業の目的

農地中間管理事業は、「地域計画」等に基づき、農地バンクが地域の農地を借り受け、それを地域の担い手農家等へ貸し付けることにより、農地の集積・集約化を図ることを目的としています。

II 対象となる事業区域は

線引き都市計画の市街化区域以外です。

III 農地中間管理事業のしくみ



IV メリット (協力金等は一定の条件を満たす必要があります)

① 地域のメリット

- ◆ 地域の農業の発展が期待できます。
- ◆ 「地域集積協力金」が交付されます。

② 出し手のメリット

- ◆ 安心して農地を貸し出せます。
- ◆ 農業者年金の加算付年金を受給できます。
- ◆ 贈与税・相続税の納税猶予が継続できます。
- ◆ 要件を満たす場合は固定資産税の軽減措置が受けられます。

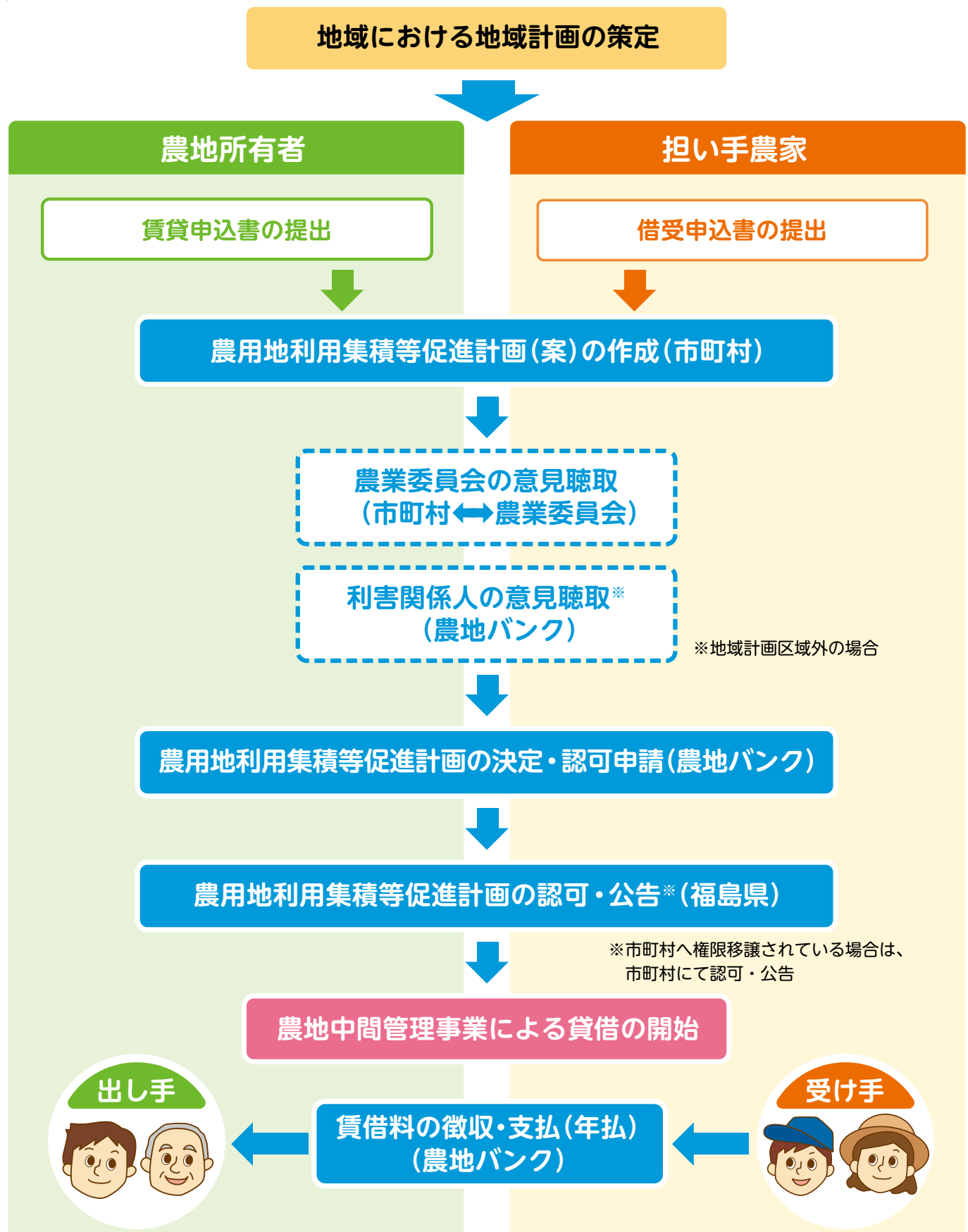
③ 受け手のメリット

- ◆ 出し手の事情(相続等)に煩わされることなく、長期の借入が可能となり、農地の集約化により経営が効率化します。
- ◆ 多くの出し手との契約でも、賃借料の精算は農地バンクが行うので事務が軽減されます。
- ◆ さまざまな補助事業において、農地バンクの活用実績が必須条件とされたり、採択ポイントアップや補助金額が加算される仕組みとなっています。

(詳しくは農林事務所・農業普及所へ)

農地中間管理事業の主な流れについて

新規に契約する場合



((農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく手続きになります。))

農地バンク事務手続き等Q&A

Q 手数料はかかりますか。

A 農地バンクは受け手から賃借料を徴収し、出し手に賃借料をお支払いする仲介役を担っております。そのため、契約に当たってはそれぞれに徴収・支払い先の口座を指定していただきます。手数料については契約1件ごとに毎年賃借料の1%相当(下限800円、上限8,000円)がかかります(賃借料が800円未満の場合には頂戴しません)。複数の契約本数がある方は、借入契約・貸付契約それぞれの手数料合計額が8,000円を超える場合にはその超過額は免除されます。

Q 賃借料や契約期間の決め方を教えてください。

A 賃借料は、出し手・受け手の意向を踏まえて機構が決定します。契約期間は、原則10年以上としています。ただし、やむを得ない事情がある場合は5年以上でも可としています。

Q 契約期間中の賃借料の変更はできますか。

A 賃借料変更は、1,000円/10a以上の変更がある場合に可能です。ただし、

- 市町村農業委員会の賃借料の平均値を用いる場合
- 賃借料協議会の規約に基づく単価を用いる場合
- 農用地利用改善団体(営農改善組合等)の総会等で議決された賃借料を用いる場合は、例外として変更することが可能です。



Q 賃借料を物納とする契約は可能ですか。

A 物納での契約はできません。ただし、契約後に手数料以外の金納の支払いを停止し、農産品支払に変更することは可能です。

Q 農地を転貸または売買するために契約期間中に農地を返還してもらえますか。

A 出し手・機構・受け手の3者で合意解約ができれば契約期間中でも農地を返還することができます。なお、協力金の返還が生じる場合もありますのでご注意ください。

Q 出し手死亡により相続が発生した場合、契約はどうなりますか。

A 相続があっても農地バンクの中間管理権(賃借権・使用貸借)は維持します(出し手の名義変更のみ)。したがって、農地バンクから受け手への賃貸借契約にも変更はありません。

Q 地域計画がない地域でも農地バンクの契約は可能ですか。

A 地域計画がない地域でも、農地バンクを活用して農地の集積・集約化を実現する必要があると市町村等が判断する場合には、契約が可能です。

機構集積協力金について

地域集積協力金

地域計画の策定地域を対象として、地域内の農地を農地バンクに貸し付け、受け手へ農地集積・集約した結果（活用率）に応じて、地域に協力金が交付されます。令和6年度は、地域計画の策定に向けた協議の場が設けられている区域も含みます。

交付要件

- 交付対象面積の10%以上が新たに担い手に集積されること。または、同一の耕作者が耕作する1ha（中山間地及び樹園地は0.5ha）以上の団地面積が1割以上増加すること。
- 6年以上の貸借契約または農地バンクを通じた10年以上の農作業受託（基幹三作業以上）が必要。

- ※1 区分1～3で申請する場合は、農地バンクへの貸付総面積のうち1割以上を1ha（中山間地域は0.5ha）以上の団地として貸し付ける必要があります。
- ※2 中山間地域の適用を受けるためには、中山間地農業ルネッサンス事業の地域別農業振興計画に位置づけられる必要があります。

- ※ 同一農地につき1回の交付となります。
- ※ 集約化奨励金と併給可
- ※ 過去に交付を受けた地域が再度申請を行う場合は、前回交付を受けた区分より上の区分で申請する必要があります。

	機構の活用率		交付単価 (貸付)	交付単価 (農作業委託)
	一般地域	中山間地域※2		
区分1※1	40%超50%以下		1.3万円/10a	0.65万円/10a
区分2	50%超70%以下	15%超30%以下	1.6万円/10a	0.8万円/10a
区分3	70%超80%以下	30%超50%以下	2.2万円/10a	1.1万円/10a
区分4	80%超	50%超80%以下	2.8万円/10a	1.4万円/10a
区分5		80%超	3.4万円/10a	1.7万円/10a

(交付例) 中山間地域に該当するA地域の場合

A地域の状況	交付の可否	交付額の計算
① 地域の農地面積 40ha ② 農地バンクへの貸付総面積 25ha ③ 事業実施年度の農地バンクへの貸付面積 20ha ④ 新規集積面積 15ha	【中山間地ルネッサンス事業】地域別農業振興計画に記載あり 【農地バンクの活用率】②÷①=62% (交付単価区分4) 【交付要件(新規集積割合)】④÷③=75% (10%超) 【交付要件(団地化割合)】交付単価区分1～3以外のため不要	【交付対象面積】③=20ha 【交付単価】交付単価区分4の額 交付額 20ha×2.8万円/10a=5,600千円

交付可

集約化奨励金

地域計画の策定地域を対象として、農地バンクからの転貸または農地バンクを通じた農作業受託により、農地の集約化に取り組む地域に奨励金が交付されます。令和6年度は、地域計画の策定に向けた協議の場が設けられている区域を含みます。

交付要件※1

- ① 地域の農地面積に占める同一の耕作者の1ha以上（中山間地域及び樹園地は0.5ha以上）の団地面積の割合が目標年度（事業実施年度の翌々年度）までに10ポイント以上増加すること。
- ② 【受け皿準備タイプ】については、①及び目標地図において農業を担う者が位置づけられていない農地による1ha以上の団地面積の割合が目標年度（事業実施年度の翌々年度）までに10ポイント以上増加すること。
- ③ 同一の耕作者が耕作する団地面積の割合が30%以上の地域において1団地当たりの平均面積が目標年度までに1.5倍以上となること。

協力金・奨励金の使い道は
地域で決めることが
できます

- 共同で利用する農業機械の購入費等や購入積立金
- 農道や水路の修繕に必要な資材費
- 集落営農組織の法人化に向けた資金 など

	地域の団地面積の割合	交付単価		
		一般タイプ(転貸)	受け皿準備タイプ(転貸)	農作業受託
区分1	10ポイント以上増加	1.0万円/10a	0.5万円/10a	0.5万円/10a
区分2	20ポイント以上増加			
	すでに30%以上の地域は1団地当たりの平均面積が1.5倍以上	3.0万円/10a	1.5万円/10a	1.5万円/10a

- ※1 ①(受け皿準備タイプは②)または③の要件を満たす必要があります。
- ※ 6年以上の貸借契約または農地バンクを通じた農作業受託（基幹三作業以上）が必要です。
- ※ 同一農地につき1回の交付となります。
- ※ 区分2はいずれかの要件を満たす必要があります。
- ※ 地域集積協力金と併給可

詳細な内容の
お問い合わせは
最寄りの市町村または
各農林事務所へ



農地中間管理事業を活用し「地域計画」を実現しよう

地域計画とは？

地域の話し合いに基づき、当該地域における農業の将来の在り方や目指すべき農地利用の姿を明確化し、市町村が策定するもの。

地域計画の実現

農地中間管理事業の活用

- ◆ 農地を効率的かつ有効に利用
- ◆ 地域を中心となる経営体（担い手）の経営基盤の安定化

地域計画の作成手順

1 意向把握の実施

対象地区内の農業者の今後の経営意向（規模拡大・縮小等）や後継者の有無等の地域状況について、アンケート等により把握します。

2 現況地図及び目標地図素案の作成

アンケート等で把握した地域の農業の現状や将来の意向を地図に落とし込み、話し合いに活用します。

3 将来についての話し合い

- 現在の地域の農業の課題や、将来、地域の農地を誰が担っていくかについて、みんなで話し合いましょう。その際、農地を効率的かつ有効に活用するため、農地バンクの活用を検討しましょう。
- 話し合いには、農業委員、農地利用最適化推進委員などに参加してもらい、議論を深めましょう。

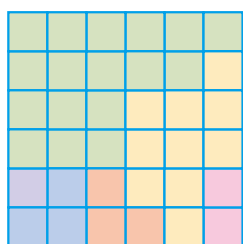
4 話し合いの結果をまとめる

話し合いの結果を、市町村が「地域計画」（「目標地図」を含む）として取りまとめ、公表します。

地域の皆さんで地域計画をよりよいものにしていき、
地域の農業の未来を考え、実践していきましょう

目標地図

おおむね10年後の
耕作者の分布を表示



地域計画の策定地域または 目標地図に位置付けられた農業者を対象とする支援措置

- ◆ 機構集積協力金のうち地域集積協力金、集約化奨励金
- ◆ 農地利用効率化等支援交付金（機械導入等）
- ◆ 農地耕作条件改善事業（高収益作物転換型等）
- ◆ 新規就農者育成総合対策（経営開始資金等）
- ◆ スーパーL 資金の金利負担軽減措置 など



お問い合わせ先

〈受付時間／平日 8:30～17:15〉

市町村・担当部署名		電話番号	地域マネージャー	電話番号
福島市	農業企画課 農業担い手係	024-525-3740	福島拠点 (県北農林事務所駐在)	080-3754-3063
川俣町	農林振興課 農業振興係	024-566-2111		
伊達市	農政課 農業担い手係	024-573-5635	伊達拠点 (伊達農業普及所駐在)	080-3754-3064
桑折町	産業振興課・農業委員会	024-582-2126		
国見町	産業振興課・農業委員会	024-585-2890		
二本松市	農業振興課	0243-55-5116	安達拠点 (安達農業普及所駐在)	080-3754-3066
本宮市	農政課	0243-24-5385		
大玉村	産業課 農政係	0243-24-8107		
郡山市	農業政策課	024-924-2201	郡山拠点 (県中農林事務所駐在)	080-4872-8531
田村市	農林課 農政係	0247-81-2511	田村拠点 (田村農業普及所駐在)	080-3754-3067
三春町	産業課 農林グループ	0247-62-2112		
小野町	産業振興課	0247-72-6938		
須賀川市	農政課 農業政策係	0248-88-9138	須賀川拠点 (須賀川農業普及所駐在)	080-3754-3068
鏡石町	産業課 農政係	0248-62-2118		
天栄村	産業課 農地係	0248-82-2102		
石川町	農業委員会事務局 農地管理係	0247-26-9129		
玉川村	産業振興課	0247-57-4627		
平田村	産業建設課	0247-55-3116		
浅川町	農政課	0247-36-1183		
古殿町	産業振興課	0247-53-4613		
白河市	農政課 農業政策係	0248-22-1111	県南拠点 (県南農林事務所駐在)	080-3754-3069
西郷村	産業振興課 農政係	0248-25-1116		
泉崎村	産業経済課	0248-53-2430		
中島村	企画振興課	0248-52-2113		
矢吹町	農業振興課 農政係	0248-42-2115		
棚倉町	産業振興課 農林係	0247-33-2113		
矢祭町	事業課 産業グループ	0247-46-4576		
埴町	農林推進課 農政係	0247-43-2118		
鮫川村	農林商工課 農林畜産係	0247-49-3113		
会津若松市	農政課 農業企画グループ	0242-23-9973	会津若松拠点 (会津農林事務所駐在)	070-1574-3562
磐梯町	産業振興課	0242-74-1217		
猪苗代町	農林課 農業振興係	0242-62-2116		
喜多方市	農業振興課 経営企画係	0241-24-5235	喜多方拠点 (喜多方農業普及所駐在)	080-3754-3070
北塩原村	産業課	0241-23-1334		
西会津町	農業委員会事務局	0241-45-4531		
会津坂下町	農業委員会	0242-84-1534	両沼拠点 (会津坂下農業普及所駐在)	080-3754-3071
湯川村	産業建設課 農業振興係	0241-27-8840		
柳津町	農業委員会	0241-42-2116		
三島町	産業建設課	0241-48-5566		
金山町	農林課	0241-54-5321		
昭和村	産業建設課	0241-57-2117		
会津美里町	産業振興課 農政係	0242-55-1191	南会津拠点 (南会津農林事務所駐在)	080-3754-3073
下郷町	農林課 農政係	0241-69-1188		
檜枝岐村	産業建設課	0241-75-2501		
只見町	農林建設課 農林係	0241-82-5230		
南会津町	農林課	0241-62-6220		
相馬市	農林水産課 農業振興係	0244-37-2147	相馬拠点 (相双農林事務所駐在)	070-1582-6920
南相馬市	農地集積課	0244-44-6802		
新地町	農林水産課 農林水産係	0244-62-2194		
いわき市	農業振興課 担い手支援係	0246-22-1148	いわき拠点 (いわき農林事務所駐在)	080-3754-3074

※原子力被災 12 市町村の農地については、下記〈本社〉被災地域対策室までお問い合わせください。

◆公益財団法人 福島県農業振興公社（農地バンク）

〈本社〉中通り・会津担当 TEL024-521-9845 浜通り担当 TEL024-521-9843 被災地域対策室 TEL024-503-0421

公益財団法人福島県農業振興公社ホームページ <http://fnk.or.jp/>

◆福島県農林水産部農業担い手課 TEL024-521-7381 ◆福島県農林事務所農業振興普及部・農業普及所 ◆JA